

老人福祉法における届出書について

事業種別（介護保険法）	事業種別（老人福祉法）	新規指定時	変更時	廃止・休止時
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	老人居宅介護等事業	老人居宅生活支援事業開始届 <項目> 一 事業の種類及び内容 二 経営者の氏名及び住所（法人等であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） 三 登記事項証明書又は条例 四 職員の定数及び職務の内容 五 主な職員の氏名 六 事業を行おうとする区域（区市町村からの委託事業にあつては、当該区市町村の名称を含む。）	老人居宅生活支援事業変更届 <左記の項目一、二、五から七について変更があつた場合にのみ提出>	老人居宅生活支援事業 廃止・休止届 <項目> 一 廃止し、又は休止しようとする年月日 二 廃止又は休止の理由 三 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間
夜間対応型訪問介護				
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型 居宅介護事業			
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型 老人共同生活援助事業	七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業にあつては、次に掲げる事項		
複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護）	複合型サービス福祉事業	(1) 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称 (2) 種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）		
地域密着型通所介護①	老人デイサービス事業 ※特別養護老人ホームなど 他の目的を有する施設の設備を利用して行う場合	(3) 所在地 (4) 入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）		
認知症対応型通所介護①		八 事業開始の予定年月日		

老人福祉法における届出書について

事業種別（介護保険法）	事業種別（老人福祉法）	新規指定時	変更時	廃止・休止時
地域密着型通所介護②	老人デイサービス事業 ※単独で設置する場合	老人デイサービスセンター等設置届 ＜項目＞ 一 施設の名称、種類及び所在地 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要 三 職員の定数及び職務の内容 四 施設の長の氏名 五 事業を行おうとする区域（区市町村からの委託事業にあっては、当該区市町村の名称を含む。） 六 入所定員（老人短期入所施設に係るものに限る。） 七 事業開始の予定年月日 八 添付書類 登記事項証明書（法人等の場合に限る。）	老人デイサービスセンター等変更届 ＜左記の項目 一、二、四から六 について変更があった場合にのみ提出＞	老人デイサービスセンター等 廃止・休止届 ＜項目＞ 一 廃止し、又は休止しようとする年月日 二 廃止又は休止の理由 三 現に便宜若しくは援助を受け又は入所している者に対する措置 四 休止しようとする場合に あつては、休止の予定期間
認知症対応型通所介護②				

老人福祉法における届出書について

事業種別（介護保険法）	事業種別（老人福祉法）	新規指定時	変更時	廃止・休止時
地域密着型 介護老人福祉施設	地域密着型 特別養護老人ホーム	設置認可申請書 <項目> 一 施設の名称、種類及び所在地 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要 三 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 イ 施設の運営の方針 ロ 入所定員 ハ 職員の定数及び職務の内容 四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「基準」という。)第七条、第三十四条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程 ロ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態 ニ 基準第二十七条第一項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(基準第二十七条第二項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。) 五 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 六 事業開始の予定年月日	事業変更届出書 <以下の項目に変更があった場合にのみ提出> 一 施設の名称及び所在地 二 建物の規模及び構造並びに設備の概要 三 施設の運営の方針	廃止（休止）認可申請書 <項目> ・ 廃止・休止の別 ・ 設置認可の年月日 ・ 介護保険事業者番号 ・ 廃止・休止する年月日 ・ 廃止・休止する理由 ・ 現に入所している者に対する措置 ・ 財産休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間 ・ 財産の処分方法 ・ 補助金及び交付金の残余高の有無及び返還状況 ・ 休止予定期間